

葉山町議会議長 伊 東 圭 介 様

提出者	葉山町議会議員	待 寺 真 司	㊟
賛成者	葉山町議会議員	飯 山 直 樹	㊟
	同 上	中 村 和 雄	㊟
	同 上	伊 藤 航 平	㊟
	同 上	山 田 由 美	㊟
	同 上	石 岡 実 成	㊟
	同 上	金 崎 ひ さ	㊟
	同 上	鈴 木 道 子	㊟
	同 上	荒 井 直 彦	㊟
	同 上	笠 原 俊 一	㊟
	同 上	土 佐 洋 子	㊟
	同 上	窪 田 美 樹	㊟
	同 上	近 藤 昇 一	㊟

夏季の葉山町内の各海岸の安全確保と新型コロナウイルス感染症対策を
求める意見書の提出について

葉山町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出理由

夏季の葉山町内の各海岸の安全確保と新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、神奈川県に対し意見書を提出するものです。

夏季の葉山町内の各海岸の安全確保と新型コロナウイルス感染症対策を 求める意見書

葉山町は、新型コロナウイルス感染症対策（以下「新型コロナ対策」という。）として、葉山町内の各海岸への来訪を控えることを呼びかけ、対策に取り組んできた。また、海水浴シーズンを目前にして、感染症拡大防止を目的に、夏季期間について、県内全ての市町は海水浴場の不設置を決めた。

しかし、各海水浴場が開設されなければ、海水浴場のルールもなくなり、無法地帯になるおそれもある。

神奈川県（以下「県」という。）は、海岸管理者であり、遊泳も含めて安全確保を図るべき立場でありながら、遊泳監視業務や警備体制もとらず、地元自治体任せとなっている。

葉山町は、葉山町内の各海岸（以下「葉山海岸」という。）に海水浴場を開設しないことから「安全で快適な葉山の海浜の確保に関する条例」を制定し、葉山海岸の安全確保に向けたライフガードと警備体制を継続して実施することを決めている。

よって、葉山町議会は、県の責任のもとで、新型コロナ対策からも、速やかに県内海岸の安全確保を目指し、警備体制などの予算確保も行い、地元自治体への財政支援を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月18日

葉 山 町 議 会

提出先 神奈川県知事